

石垣港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和2年11月

石垣港港湾管理者

石垣市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成25年10月 石垣市地方港湾審議会
- ・ 平成25年12月 交通政策審議会第54回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・ 平成29年5月 石垣市地方港湾審議会
- ・ 平成31年1月 石垣市地方港湾審議会

の議を経た石垣港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	
1 小型船だまり計画	2
II 港湾施設の規模及び配置	
1 港湾環境整備施設計画	3
III 土地造成及び土地利用計画	
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	4

変更理由

石垣港における賑わい・交流空間創出のために、新港地区において交流厚生用地を新たに計画するとともに、これに伴い小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

1-1 新港地区

作業船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

新港船だまり

泊地	水深 4 m	面積 8 h a	[既定計画の変更計画]
泊地	水深 2.5 m	面積 1 h a	[既定計画]
防波堤		延長 5 4 0 m	[既定計画の変更計画]
物揚場	水深 4 m	延長 4 3 0 m	[既定計画の変更計画]
小型栈橋	1 基		[既定計画]
ふ頭用地	5 h a	(荷捌施設用地)	[既定計画の変更計画]

既定計画

新港船だまり

泊地	水深 4 m	面積 1 6 h a
泊地	水深 2.5 m	面積 1 h a
防波堤		延長 1, 0 5 0 m
物揚場	水深 4 m	延長 4 3 0 m
小型栈橋	1 基	
ふ頭用地	4 h a	(荷捌施設用地)

II 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

港湾の良好な環境の整備を図るため、港湾環境整備施設を次のとおり計画する。

新港地区 緑地 34ha [既定計画の変更計画]
(うち15ha既設)

(既定計画
新港地区 緑地 34ha
(うち15ha既設))

Ⅲ 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港	(5) 5						(6) 6	(12) 12

注：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港	(22) 22	(6) 6	(10) 10	(1) 1	(7) 7	(5) 5	(34) 34	(85) 85

注：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

石垣港港湾計画位置図



